

米政策改革下における産地の対応

——新潟県十日町市を事例として——

板垣啓四郎*・尹在彦**・應和邦昭*・白石正彦*

要約：本論文は、わが国を代表する高品質米・良食味米の主産地である新潟県十日町市を事例に取り上げ、当地域が最近の米政策改革のもとで、産地としてどのような対応を行っているのか、またそこにどのような解決すべき課題が内在しているのかを、平成19年7月に現地インタビュー調査した結果をもとに整理することを目的としている。これによって、米政策改革のもとでわが国を代表する米の産地が将来どのような方向へ向かおうとしているのか、その展望を明らかにすることが期待される。十日町市の『水田農業ビジョン』では、認定農業者や生産集団等へ農地を集積させ、ブランド米である魚沼コシヒカリのさらなる「売れる米づくり」の安定生産により水田農業経営の高度安定化を目標にしているものの、その目標を実現するために立ちはだかる障壁もまた大きい。十日町市で生産される魚沼コシヒカリは、今後ますます認定農業者と並んで組織経営体が生産の主力を担うことになるが、組織経営体を取り巻く外部条件の不利性を、県・市などの地方自治体と農協などの政策担当者が協働してその緩和に努めるべきであろう。

キーワード：米政策改革，水田農業ビジョン，魚沼コシヒカリ，組織経営体

1. はじめに

政府は、平成22年度を目標とする「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、平成17年10月に、①品目横断的経営安定対策、②米政策改革推進対策、③農地・水・環境保全向上対策を内容とする「経営所得安定対策等大綱」を決定し、これに基づく施策が平成19年度から実施されている。これら3つの諸対策の要点をあらためて説明すれば、品目横断的経営安定対策は、意欲と能力のある担い手（認定農業者および一定の条件を備える集落営農組織）を対象に2種類の補填（諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補填ならびに収入の減少の影響を緩和するための補填）でもって担い手の経営安定と育成を図り支援しようとするものである。米政策改革推進対策は、品目横断的経営安定対策と両輪の関係に位置づけられ、消費者が求める多様な米の需要とその安全・安心志向に

応じるためにプロ経営者の成長・拡大を支援しつつ米の効率的な生産・供給体制を構築するとともに、米の需給調整にあっては農業者・農業者団体が創意工夫しながら自主的・主体的に取り組む体制を構築するというものである。また農地・水・環境保全向上対策は、前述した2つの政策と表裏の関係に位置づけられており、農業者が地域全体として化学肥料や農薬を原則5割以上低減するなど環境負荷低減に向けた共同活動の先進的取組に対して取組面積に応じた支援額を交付しようとするものである（農林水産省ホームページ、<http://www.maff.go.jp>）。

これら3つの諸対策を合わせれば、政府が目標としている「米づくりの本来あるべき姿」が浮かび上がってくる。即ち、意欲と能力のある効率的で安定的な経営体が、多様で安全・安心な米を求める消費者のニーズに応じた環境保全型農法等による米づくりや低コストを目指した直播農法による米づくりなどを通じて市場の需要動向に対応した「売れる米づくり」を行い、需給・価格情報を

*東京農業大学国際食料情報学部

**東京農業大学大学院

的確に捉え農業者と産地が自らの判断により適量の米生産を行うなど主体的に需給調整が実施されることと整理することができる（生産調整に関する研究会，2002：1）。要するに、適正な市場メカニズムの作動によって発信される米の需給と価格の情報をもとに、農業者と農業者団体が自らリスクマネージメントを引き受ける方向で売れる米づくりと生産調整を図るというものである。

ところで、わが国における近年の米の生産と流通に関わる政策とその推移を論じた文献や資料はこれまでも数多く存在するものの¹⁾、上述した一連の米政策改革のもとで米の産地がどのような対応を示しているのかを明らかにした文献はそれほど多くない。ましてやごく最近における産地対応の姿を克明に表した文献は、ほとんど皆無に等しいのが現状である。

本論文は、わが国を代表する高品質米・良食味米の主産地である新潟県十日町市を事例に取り上げ、当地域が最近の米政策改革のもとで、産地としてどのような対応を行っているのか、またそこにどのような解決すべき課題が内在し、課題解決に向けての方向が考えられるのかを、平成19年7月に現地でインタビュー調査した結果をもとに整理することを目的としている。これによって、米政策改革のもとでわが国を代表する米の産地が将来どのような方向へ向かおうとしているのか、その展望を明らかにすることが期待される。

本論文の構成は次の通りである。第Ⅱ節で新潟県における米政策改革の基本方針を示す。第Ⅲ節で十日町市における米生産の現状と水田農業ビジョンを明らかにする。第Ⅳ節で米生産の新たな担い手として登場してきた組織経営体を紹介するとともに直面している運営上の諸問題を取り上げる。最後に第Ⅴ節で産地として解決すべき課題と方向を明らかにする。

Ⅱ. 新潟県における米政策改革の基本方針

新潟県は、県米政策改革推進協議会が平成18年12月に発表した『新潟県米政策改革基本方針（改訂）』のなかで、“米政策改革に向け努力する農

業者や産地が報われる「本来あるべき姿」の早期実現”をスローガンに掲げて、次の3つを柱とする基本方向、すなわち①需要に応じた売れる米づくりの推進と農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの取組強化、②消費者に支持される安全・安心で高品質な米づくりと販売力・ブランド力強化の加速、③水田農業の構造改革の加速による競争力と持続力のある地域農業システムの確立、を打ち出している（県米政策改革推進協議会，2006：1）（図1参照）。

それぞれの基本方向を実現するための具体的方策として、①については、「新潟米」情報センター（新潟県と関係農業団体が一体となった組織）が核となって、米の需給動向、産地ごとの消費地における評価等の情報を農業者・産地へ提供するとともに、需給調整を円滑に行うため市町村協議会と生産調整方針作成者が連携してすべての農業者に対し生産調整方針への参加を誘導している（県米政策改革推進協議会，2006：4-5）。

②については、耕畜連携による土づくりや稲わら等有機資源活用システムの構築に基づく環境保全型農業の推進、直播栽培や全量基肥施肥など低コスト技術の導入・拡大および担い手への農地利用集積や農業生産の組織化等によるスケールメリットを發揮した生産の効率化による生産コスト低減の推進、消費者の安全・安心ニーズの高まりに対応するための生産から出荷までに至るトレーサビリティの構築や優良種苗の安定供給体制の整備と支援などを方策として掲げている（県米政策改革推進協議会，2006：5-7）。

③については、認定農業者や集落営農組織等を担い手として、農地の利用集積や経営の多角化・複合化等経営の高度化を推進することにより経営の規模拡大と改善を図り、他産業並みの所得をあげる経営体の育成とこれら経営体を中心とする地域営農体制の確立を支援するとしている（県米政策改革推進協議会，2006：8-9）。

特に担い手の育成支援について、新潟県農協中央会新潟県JAグループ担い手対策本部は「平成19年度担い手育成支援の重点取組み事項につい

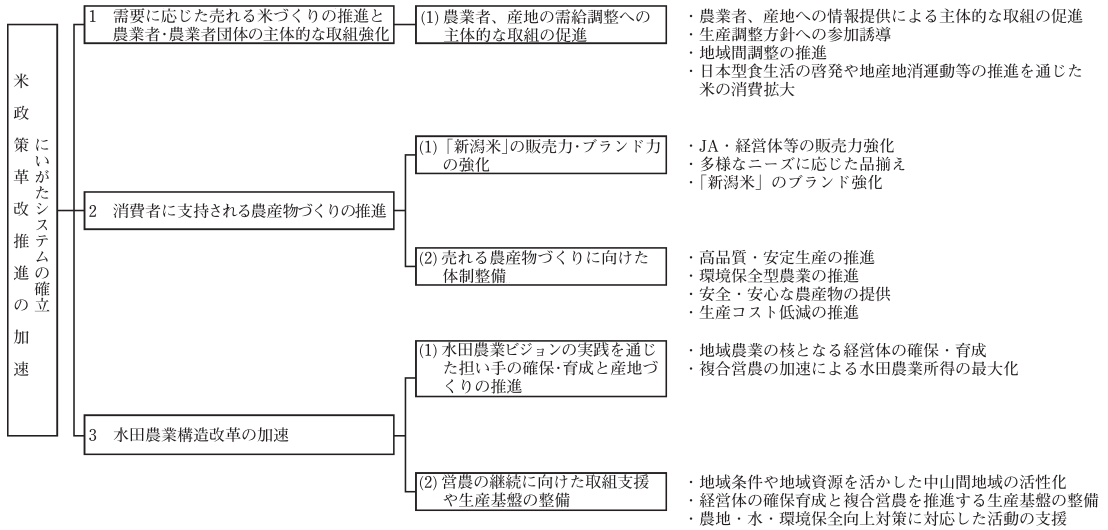


図1 米政策改革（水田農業構造改革）に向けた新潟県の推進方向

(出所) 県米政策改革推進協議会「新潟県米政策改革基本方針（改訂）」より引用。

て」をまとめた。そのなかで、担い手育成支援に対応する基本方向として、①個別認定農業者をはじめ、集落営農組織の組織化・法人化、女性グループや高齢者などの役割を發揮した地域営農システム化など地域の実情に応じた多様な担い手の育成、②品目横断的経営安定対策への加入推進と担い手による面積カバー率の向上、③担い手の規模拡大と農地の面的集積を図る「農地保有合理化事業」と担い手向け会計システムである「農家経営支援システム」の戦略的な利用推進、④担い手に対する営農全般に関する総合的な提案や支援の実施、⑤実効ある担い手支援が可能となるようにJA 営農指導事業の実施を「営農センター体制」に改革すること、⑥担い手に対する個別対応を強化するための出向く営農経済渉外活動の定着と活性化、などを掲げている（JA 新潟中央会，2007：11）。

このように、新潟県における米政策改革の基本方針は、国の定めた基本方針にほぼ沿う形で、認定農業者と集落営農組織を米生産の担い手として、そこに農地を集積させて低コスト技術を導入し、売れる米づくりを通して収益を拡大させ、米の需給調整を担い手が市場の情報をもとに主体的・自主的に実施するというものである。

Ⅲ. 十日町市における米生産の現状と水田農業ビジョン

(1) 米生産の現状

十日町市は新潟県の南端に位置し、県内でも特に積雪の多い地域で、年によっては積雪の深さが4 m 以上にも達するといわれている。十日町市は、平成 17 年 4 月に旧十日町市、旧川西町、旧中里村、旧松代町、旧松之山町が合併し、広域化した新制の十日町市として誕生した。総人口は平成 18 年 9 月末現在で 6 万 2,850 人である。

市域の中心部を信濃川が貫流し、信濃川の両岸に広がる河岸段丘の台地一帯と信濃川へ流れ込む中小いくつかの河川沿いが、農業生産の中心地となっている。市の総耕地面積は平成 16 年現在で 7,483 ha（市の総面積は 590 km²）であり、このうち田の面積が 88% を占めている（JA 十日町，2007a）。

十日町市は、全国屈指の豪雪に伴う豊かな水資源と河川の流域に広がる肥沃な耕地、気温の年較差および日較差が大きいなど特有の気象条件により、魚沼コシヒカリ（銘柄は「魚沼ロマン」、このほかに新潟一般コシヒカリの銘柄として山間部に「棚田ロマン」がある）で名高い高品質・良食味米の産地とし

てつとに有名な地域である。ちなみに、用いている米の品種はコシヒカリが95%を占めている。

十日町農協の資料『INFORMATION』によって示される平成17年度の農協事業実績によると、同年度の総販売高101億5,400万円のうち米穀販売高は48億8,500万円であり、米穀は販売高全体の48%を占めている。農協へ集荷された17年産米の数量(加工用米を除く)38万4,435袋(1万1,533t)のうち、うるち米は34万8,300袋(1万449t)であり、うるち米は集荷数量全体の90.6%を、また17年産米等級比率では一等米の比率が集荷数量全体の82.8%をそれぞれ占めている。平成18年度では、米の集荷実績が35万5,100袋(1万653t)、一等米の比率が90.6%となり、前年度よりも米の集荷は減少したが、一等米比率は上昇した(JA十日町, 2007b: 23)。

このように、十日町農協管内では、米穀が総販売高の半分近くを占め、販売される米の大部分はうるち米であり、しかもその8割以上は一等米である。いかに十日町市が高品質米の産地であるか、あらためて確認することができる。なお、米以外の主要な販売農産物としては、きのこ類(えのき、なめこ、えりんぎ)、花卉(カサブランカなど)、野菜(トマト、アスパラガス、人参、ねぎなど)、葉たばこ、それに肉豚などが挙げられる。なかでもえのきの販売高はかなり大きく、十日町農協のホームページ(<http://www.ja-tokamachi.or.jp>)によれば、平成18年度の品目別販売高実績は、米の44億9,900万円に次いで、えのきは36億4,700万円であり、この2品目で当該年度総販売高の実に78.4%を占めている。魚沼地方のなかで少なくとも十日町地域では、米とともにえのきがその主産地として形成されつつあるといえよう。

ところで、えのきはともかくとして、以上に示した米の販売高は、あくまでも農協を通じた実績であり、このほかにも農協を経由しない産直米、宅配米、贈与米、インターネット販売など多様なチャネルによる系統外出荷があり、また自家用米がある。北陸農政局新潟農政事務所の統計部が公表した「平成18年産水陸稲の収穫量」によって十

日町市における平成18年度米収穫高を推計すれば、およそ3万3,600tであった。この数値から系統外出荷米数量を計算すれば2万2,947t(=3万3,600t-1万653t)になり、系統外出荷米比率は68.3%にも達することになる。

(2) 魚沼コシヒカリの特徴と「別建て上場」の経緯

魚沼コシヒカリの食味が良いとされる理由は、①夏季の昼夜温度差、特に夜温が低いこと、②そのために窒素、カリなどの肥料成分の投入が少なくすむこと、③米に含まれる窒素分が少ないことから「食味」が増すこと、④水田が年間3分の1の期間大雪に覆われることで水田の浄化が行われること、⑤ミネラル分の豊富な雪解け水が水田に流れ込むこと、とされている(東京農業大学, 2004: 9)。さらに、⑥イモチ病の多発地帯であることから窒素肥料を控えなければ安定作とならないこと、⑦土壌の性質により地中からの窒素供給が少ないこと、などがこの理由に加えられる(『週報十日町』平成17年3月11日号)。

魚沼コシヒカリが、高品質・良食味米として世間に広く認知されはじめたのは、平成7年に自主米市場で「別建て上場」されてからである。それまでも魚沼産のコシヒカリは品質・食味ともに高い評価を得ていたが、米価は、新潟コシヒカリとして県で一本化されていた。魚沼コシヒカリが別建て上場されるに至った経緯については、前魚沼米対策協議会会長で現在十日町農協の常務理事である高橋信雄が地元紙の『週報十日町』に連載した「魚沼コシヒカリに思いを寄せて」(平成17年2月25日号～同年4月1日号までの6回分)のなかで詳しく述べられている。この連載記事によると、別建て上場へ向けた動きは平成2年ごろから始まり、平成4年に魚沼米対策協議会が結成されて以降その動きが加速化したとされる。平成7年には「魚沼地域」高品質・良食味安定生産推進会議から「魚沼地域における平成7年度以降の米穀生産、集荷、販売(流通)等に関する総合提案」が示され、生産指導の統一(整粒歩合の向上・良食味の安定生産・基本技術の統一)、流通販売の統一(4万tに

向けた全量出荷・系統共販体制の確立・余マスの適正化・水分値の適正化)、運動方針(地域上場の実現・情報交換)が謳われた(『週報十日町』平成17年3月18日号)。前年の平成6年12月に新食糧法が施行されたことに合わせて、魚沼米対策協議会が魚沼コシヒカリの別建て上場を実現すべく価格形成機構に出向き、平成7年6月、新潟県農協中央会、新潟県経済連、新潟県農協農政対策本部の合同会議で、魚沼、岩船、新潟一般の3区分で独自に上場することが決定され、価格形成機構へ手続きすることになったのである(『週報十日町』平成17年3月18日号)。

7年産米は年間8回入札されたが、第2回の入札では、魚沼コシヒカリは基準価格2万6,800円に値幅上限7%を加えて2万8,676円で取引された。しかも申込倍率が50倍という人気ぶりであったという(『週報十日町』平成17年4月1日号)。

魚沼コシヒカリが将来ともにトップブランドであり続けるためには、良食味均一化と安定生産を目指す必要があった。そこで、魚沼米対策協議会は研究部会を立ち上げ、栽培歴による基本的な栽培方法の確立、専用肥料の開発などが、農業改良普及センター、県経済連の協力を得て手掛けられると同時に、各農協で栽培試験田を設置して、実験と検討が加えられ、生産者の間に普及していった(『週報十日町』平成17年3月25日号)。この他にも、自然乾燥施設の設置により、良食味米の品質を落とさない工夫がなされた(『週報十日町』平成17年3月25日号)。

(3) 水田農業ビジョン

十日町市担い手育成総合支援協議会と十日町市米政策改革推進協議会が、目標年度を平成22年度に定めた『十日町市水田農業ビジョン』(平成19年4月、以下『水田農業ビジョン』と略す)によれば、「地域水田農業構造改革の推進に関する基本方針」を【担い手の育成・確保】【水田の利活用】【販売を基点とした生産体制の推進】に分類した上で、それぞれを以下のように説明している(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:1)。

【担い手の育成・確保】

品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の導入を契機とし、各集落あるいは面的つながりを持ち効率的な作業が可能な地区を単位に、集落段階の農業の将来展望およびそれを担う経営体を明確にするため、十分な話し合いによる当該地区の合意形成を促進する。圃場条件のよい平場では、現に存在する担い手組織や個人の認定農業者を中心とした営農体制を確立する。圃場条件の悪い中山間地域については、高齢化、耕作放棄地増による地域農業の活力低下を防ぐため、農地保全を主とした持続可能な集落営農、法人化を推進していく等、地域に適合した営農体制を確立する。

【水田の利活用】

消費者から良質米としての高い評価を得ている魚沼コシヒカリの安定生産と新たな産地づくり交付金を活用した振興作物の定着化により、安定した水田農業経営の確立を図る。振興作物が定着するよう関係機関が連携して支援を行っていく。

【販売を基点とした生産体制の推進】

新たな需給調整システムの中で常に販売を見据え、需要量に応じた生産体制を確立していく。気象条件に左右されない土づくりを積極的に推進する。また、有機栽培、減農薬減化学肥料栽培の団地化生産、契約栽培、産地農協との連携によるJAS法・ポジティブリスト等に対応した環境保全型米づくりを進める。加えて、JA等の販売戦略に基づき、もち米等実需者が求めるコシヒカリ以外の生産も図っていく。

担い手の育成・確保においては、『水田農業ビジョン』の「担い手の育成に関する基本方針」のなかで次のように記されている。「土地利用型農業の強化・発展を図ろうとする意欲的な担い手に対し優良農地の利用集積を進め、農地等に関する情報整備及び提供に関する支援活動を実施する。地区担当農業委員が将来にわたり農業上の利用増進を図る必要のある農地を選定するとともに、農地の監視活動により農地出し手の農家を的確に把握して、受け手農家との調整を図り利用権設定を

促進する。地域の担い手となる者の育成を推進し、地域の同意を得た上での担い手の確保・育成を図り、担い手が全農地面積のうち5割程度を営営するような農業形態を進めていく。」(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:10)。言い換えれば、品目横断的経営安定対策に対応する認定農業者を育成・確保するために、農業委員会が中核となって農地の出し手と受け手の農家に関する情報の一元的把握のもとに両者を結びつけて利用権設定等による農地利用集積の推進を図り、認定農業者へ農地が集積するようにするというものである(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:11)。

水田の利活用については、『水田農業ビジョン』で、魚沼コシヒカリをブランド米として安定生産するために更なる品質向上対策(一等米比率を95%以上に高め、タンパク質含有率6.0%以下に低める)を図る(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:13)とともに、生産調整実施者で集荷円滑化対策の拠出金を納付し、品目横断的経営安定対策に加入していない農業者および農業者団体を対象にした「米価下落等の補てん」(水稻作付10a当たり4,000円、稲作構造改革促進事業による)で稲作経営の安定化を図る(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:27-29)としている。また水田において助成対象作物(大豆、そばなど)を作付けし、かつ出荷もしくは加工を行った農業者、法人格を有しない生産組織、農業者グループに対して助成対象作物の作付面積に応じた定額助成(露地栽培10a当たり2万5,000円、施設栽培10a当たり4万円、産地づくり事業による)を行う「振興作物支援助成」で水田利活用の高度化を図ろうとしている(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:23-25)。

販売を基点とした生産体制の推進においては、十日町市米政策改革推進協議会生産調整方針作成者作業部会が平成19年2月に作成した『日本一の農業産地を目指して』のなかで、平成19年産から米の需給調整が農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行したことに伴い、農協等の生産調整方針作成者がシステムの中核となっ

て、県から示された十日町市に対する米の需要量情報(平成19年度では2万680t)をもとに方針作成者自らの生産目標を決定するとともに、生産調整方針に参加する農業者に対し生産数量目標が配分されることになっていることが謳われている²⁾(十日町市米政策改革推進協議会生産調整方針作成者作業部会、2007:1)。また、『水田農業ビジョン』では、売れる米づくりに向けた重点推進事項として、①ブランド化推進(土壌診断・食味調査などの結果に基づく品質改善計画の作成と実践活動の展開など)、②品揃えの推進(コシヒカリの非適作地に対する多品種の導入と価格政策及び加工品等の可能性検討)、③環境保全型稲作の推進(3割減農薬・減化学肥料栽培の推進、堆肥センターの建設と堆肥の有効利用など)、を示している(十日町市担い手育成総合支援協議会など、2007:15-16)。これに加えて、十日町市米政策改革推進協議会が平成19年4月に作成した『産地づくり支援農地情報システム利活用基本方針～農地情報の共有化による地域水田農業ビジョンの実践～』のなかで、農業取締法の改正や残留農薬ポジティブリストの制度化を背景に生産履歴の記帳が重要となってきたことから、生産履歴記帳運動の推進と栽培指針・生産基準の作成及びその周知徹底³⁾が、安全・安心な売れる米づくりに盛り込まれている(十日町市米政策改革推進協議会、2007:28)。

要するに、十日町市の『水田農業ビジョン』は、認定農業者や生産集団(農業生産法人、農事組合法人など)等へ農地を集積させ、ブランド米である魚沼コシヒカリのさらなる「売れる米づくり」の安定生産を目指すとともに、生産調整実施者(農業者・農業者団体)及び振興作物生産者の水田を利活用した「産地づくり事業」を通じて、水田農業経営の高度安定化を図ることを目指すものであると整理することができよう。かかる水田農業ビジョンを実現するために、各種助成金の支払いを通じた誘導策(「集団転作推進助成」「農用地利用集積助成」「振興作物生産支援助成」「環境保全型農業推進助成」および「米価下落等の補填」など)が講じられているのはいうまでもない。

IV. 米生産の新たな担い手としての組織経営体

十日町市役所のホームページ (<http://www.city.tokamachi.niigata.jp>) に掲載されている農業統計(農林業センサス)によれば、平成17年の総農家数は2,933戸で、このうち販売農家数が2,066戸、自給的農家数が867戸となっている。また販売農家数2,066戸のうち専業農家数が230戸、兼業農家数が1,836戸(このうち第1種兼業農家数177戸、第2種兼業農家数1,659戸)となっている。一方、販売農家の総経営耕地面積は2,128.6haであり、販売農家1戸当たりの平均耕地面積は1.03haである。1.0ha以下の経営耕地面積をもつ販売農家数の全販売農家数に対する比率は64.3%にも上っている。65歳未満の農業専従者が存在する販売農家数の比率はわずかに7.3%でしかない。

こうしてみれば、魚沼コシヒカリの産地といっても、稲作の内実は無細耕作規模の兼業農家が農業経営体の主流を占めており、しかも農業専従者の高齢化は深刻な事態となっている。こうしたなかで、現実としては、認定農業者と並行して、会社や任意組合さらには法人格を有する組織経営体が、兼業農家の経営や作業の内容を一部受託しつつ、兼業農家をこうした組織経営体に包摂している動きがみられる。これは、ある意味で十日町市が進めている水田農業ビジョンの方向に沿った形であるといえよう。以下、現地でインタビュー調査した4つの組織経営体について説明する。

(1) 新たな組織経営体の台頭

1) (株)千手

(株)「千手」は、十日町市川西の千手地区に、平成17年3月、地区の5つの生産組合(1生産組合は2~3集落から構成)に所属する農家の347名が株主となって設立された会社である。会社は、もともと昭和46年から始まった第2次構造改善事業に伴い設立された5生産組合と生産組合が合同で出資し運営していた機械施設利用組合(育苗ライスセンター)が母体となっている。生産組合は参加農家の主要な機械作業を、また機械施設利用組合は

稲の育苗と米の乾燥調整をそれぞれ請け負っていた。ところが、組合員農家の間では、世代交代が進み、組織と協調して農業経営を行う農業者が年々減少するとともに組織を担う新規就農者が現れず、農家が総兼業化して組織活動への出役が難しくなってきた。その一方で、組合員から組織で作業の一部委託もしくは経営の全面委託を請け負ってほしいというニーズが生まれてきた。こうした事情を背景に、生産組織を担い手として、既存の生産組合と機械施設利用組合を中核とする法人化の動きが出てきたのである。様々な議論の末に、法人化は株式会社の形態を採択することになり、組合員農家が機械施設利用組合へ出資していた資金を原資として会社への出資金とすると同時に、会社に利用権を設定する農業者は水田10a当たり2株、また会社へ作業を委託する農業者は水田15a当たり1株を購入することで、出資金へ追加充当された。会社の事業内容は、稲作を主体とし、これに大豆、ソバ、園芸農産物(特にイチゴ)の生産が加わる農業と水田の各種機械作業、育苗、乾燥調整、大豆・ソバなど転作物の作業などの作業委託、農産物加工(切り餅の製造)、農産物販売(米、水稻苗、イチゴなど)などである。事業規模は、平成19年度で稲作の作付面積が63ha、大豆が3ha、ソバが10ha、またイチゴは耐雪型ビニールハウス1棟110坪、作業委託は平成18年度実績で水田の各種機械作業が200ha、育苗7万7,000箱、乾燥調整1万8,000俵などとなっている。会社の役員は8名、従業員は18名で、資本金は2,306万円である。会社の事業戦略として、「地域ブランドづくり」のために、徹底した環境保全型農法の実施(農薬及び化学肥料の5割減、生ゴミの堆肥化による土づくりと環境負荷の低減、種殺菌のための温湯消毒化など)による安心・安全で良食味の米づくりをめざすとともに、栽培品種を「コシヒカリBL」(新潟県奨励品種)と「こがねもち」に統一し、また収穫調整した米は、「魚沼産コシヒカリ『千の夢』」の商標名で、JAへの系統出荷のほかにも、インターネット、産直、宅配など多様な系統外出荷などを通じて販売している((株)千手から

配布された説明資料とホームページ (<http://senjyurs.com/17.html>) および本社からの聞き取り調査の結果に基づく。

2) (株)上野

直接調査の対象としたわけではないが、朝日新聞に掲載された株式会社「上野」を紹介しよう。(株)「上野」は水田の広がる十日町市川西の上野地区に、平成19年2月に6集落の農家186人を構成員とする会社として設立された。構成員のほぼ全員が兼業農家で、構成員がもつ農地の合計は150haである。田植えや稲刈りなど農作業を会社が請負、構成員には委託費を払う。一方で、会社は農作業に従事した構成員に給与を支払うという仕組みである。農機具も共同で使用する。初年度の売上げ目標を1億2,000万円とし、将来的には独自の販路をもちたいという(朝日新聞, 2007年6月24日)。

3) 任意組合「小泉集団栽培組合」

小泉集団栽培組合(以下、集裁組合と略す)は、十日町市吉田の小泉地区において、昭和40年に第一次農業改善事業が着手、昭和42年に集落内の54haの農地が1筆当たり20a区画に整備され、農業用水が確保されたことに伴い、集団で機械・施設を所有・利用し、品質の統一、作業の共同化および労働の軽減と農業所得の向上を図ることを目的にして設立された集落営農組織(東京農業大学, 2004: 17)であり、設立後すでに40年余りが経過している。組合員数は現在58名である。集裁組合では、稲作(品種はすべてコシヒカリ)と転作物(ソバ、タバコ、野菜など)の栽培を行っている。平成18年度では稲作の作付面積は37.8ha、転作物の作付面積は7.0haとなっている。集裁組合を構成するメンバーはほとんどが兼業農家である。集裁組合は、組合員が農地の畦畔管理、稲作の肥培管理を自ら実施することを除いて、米の品質統一と機械・施設の共同所有・利用による生産コストの削減と作業の合理化(田植え・施肥・病虫害防除・収穫調整など一連の稲作作業、用水管理、転作受託など)、高品質・良食味米の栽培定着による「売れる米づくり」を通じて、米生産の「省力化・低コ

スト化・高品質化」を実現し、また転作物を振興して耕作放棄地を抑制させ、もって農業所得の向上と安定化を図ろうとしている。減農薬・減化学肥料の環境保全型農業により、消費者のニーズに対応した安全・安心な「売れる米づくり」を目指している(東京農業大学, 2004: 48-52)。集裁組合では、これまで使用してきた機械が老朽化してきたことから、減価償却積立金を取りくずし、平成19年度内に乾燥機と粗選機を更新することを計画している。運営面をみると、役員は、組合長1名、理事6名、監事2名からなり、各理事は、会計、栽培(育苗)、用水、トラクター、収穫機械、ライスセンターの6部門のいずれかを担当して責任を分担している。集裁組合の構成員は、10a当たり4,000円の運営費と一律3,500円の用水管理費を組合運営のために充当する賦荷金として納め、また機械や施設の利用料を作業の内容に応じて細かく定められている機械・施設の利用料金表に基づき、集裁組合へ支払っている。一方、機械や施設オペレーターおよび作業従事者の賃金は、作業の種目と内容に応じて労務賃金単価表に基づき、集裁組合から支払われている(小泉集団栽培組合の平成18年度総会資料および聞き取り調査の結果に基づく)。

4) NPO 農業生産法人「魚沼ゆうき」

NPO 魚沼ゆうきは、雪室での種子の浸漬、健苗づくり、堆肥の投入による土づくり、稲の生育ステージに応じた適切な水管理など一連の有機農法の実施により、有機米を生産する農業生産法人である。魚沼コシヒカリのブランドのなかでも特に安全・安心を売りにした米づくりにより、消費者のニーズに対応した米の差別化を図っている。現在60戸ほどの農家と契約を結び、年間60tほどの米を生産している。収穫・調整し、精米化された米は、1kg当たり1,260円で販売される。販売手法としては、宅配、インターネットを通じて行われ、個人契約ベースだけでなく、デパート、オーガニック専門店など幅広い形態で販売されている(聞き取り調査の結果に基づく)。栽培されている水田には、有機米栽培の認証を受けた看板が立て

られており、情報の発信に努めている。

十日町市役所の説明によると、こうした組織経営体は、今後新たに3つが創設される見通しである。

(2) 組織経営体が直面する諸問題

以上に述べた組織経営体が、十日町の稲作を支える主体的役割を果たすとはいえず、そこにはいくつかの問題が存在している。

第1に、収益を持続的に確保できるかという問題である。例えば、(株)千手の場合、事業収入は米の販売を中心に転作作物の販売などによる農産物販売収入、加工品の販売収入、請負作業の収入に加えて、集団転作推進助成、農用地利用集積助成、とも補償の還付金などを合わせた営業外収入などで構成されている。しかしながら、主作である米の販売価格は現在でも低落しているものの、その傾向がさらに加速することが予想されており⁴⁾、米生産の収益が今後大幅に減少する恐れがある。収益の周年化を図るために始められたイチゴなどの施設栽培にしても、施設の年間稼働率を高めながら投入した施設の設置コストを上回るほどの収益性が上げられるか、懸念されるところである。

第2に、組織経営体に参加している農家を今後とも引き留められるかどうかという問題である。兼業農家が組織経営体に参加している背景の一つには、米価に対する政府の補償が少なくなることへの対応策として、近い将来米価が下落するであろうことを念頭においた場合、品目横断的経営安定対策が対象としている担い手の集落営農組織に参加することで、価格下落の補償を受けられるというメリットを享受できるからにほかならない⁵⁾。逆にいえば、その補償額が今後縮小ないしは補償システム自体が廃止される方向になれば、農家が組織経営体から離れる事態を迎えることになる⁶⁾。出資している株への配当金の大きさも出退に影響を及ぼすであろう。

第3に、今後組織経営体の経営負担が重くなる恐れがあるということである。組織経営体に参加している兼業農家が労働力の制約などにより脱稲作化を進めていけばいくほど、組織経営体に対す

る農作業の委託範囲は拡大し、また兼業農家の農業を組織経営体に委譲する経営権の設定も進んでいくであろう。しかしながら、組織経営体の経営資源や経営能力にも自ずと限界がある以上、こうした事態が進行していくならば、組織経営体の負担が大きくなり、農作業の効率化に支障を来す恐れが出てくるであろう。

第4に、更新された機械や施設(精米・貯蔵など)が効率的に用いられるかどうかの問題である。機械や施設の効率的利用のためには、それに必要なだけまとまった耕地と規模および生産量が必要である。実際には、ある程度の耕作規模に達したとしても耕地が分散して機械の効率的利用を制約し、ややもすればコストの増大につながりやすい。機械のオペレーターや補修管理のための人材も必要である。

第5に、第4の問題とも密接に関連して、組織経営体に農地が集積していないことである。(株)千手や小泉集裁組合では、稲作生産一貫体系の機械を組合構成員の間で共同利用することにより、個人で自己保有の機械を使用するよりも生産コストを引き下げる経済効果は存在するものの、組合農家間における農地の賃貸借関係や売買を通じて、集裁組合に農地を一元的に集積して生産・管理する体制までには至っていないため、経営のスケールメリットを生かせない⁷⁾。

これらの諸問題は、組織経営体に内在して解決を迫られる問題というよりは、組織経営体を取り巻く外部条件に帰せられる性質の問題である。外部条件の変化に組織経営体がどのようにして合理的な経営対応を展開していくべきか、それと同時に県や市の地方自治体やJAなどが外部条件に直接働きかけて外部条件の制度改革と政策的介入を行うことにより組織経営体に有利な外部環境を創出していくべきかが、今後の大きな鍵を握ることになる。

V. 解決すべき課題と方向～結びにかえて～

前述したように、十日町市の『水田農業ビジョン』では、認定農業者や生産集団(農業生産法人、

農事組合法人など)等へ農地を集積させ、ブランド米である魚沼コシヒカリのさらなる「売れる米づくり」の安定生産により水田農業経営の高度安定化を目標にしているものの、その目標を実現するために立ち足る障壁もまた大きい。

前述したように、十日町市における米生産の大部分は、平均水田規模1.0 ha以下の兼業農家によって担われている。魚沼コシヒカリという高価格で取引される銘柄米が農地の地価を否が上でも高め、支払地代(農地の小作料は10a当たり3万7,000円)を上回る米生産の収益の高さ(10a当たり3万8,700円)が⁸⁾、兼業農家といえども米生産を継続させ、認定農業者や生産集団への水田の流動化とその集積を阻止している傾向が根強い。兼業稲作農家は、魚沼コシヒカリの生産・販売が家計の安定を下支えする重要なファクターであるかぎり、米生産から自ら撤退するとは考えにくい。

しかしながら、魚沼コシヒカリをして、今後ともその安定的な座が守り続けられる保証はどこにもない。その不安をもたらす要因は、十日町市の産地としての内部事情もさることながら、むしろ十日町市を取り巻く外部環境の変化にこそ強く求められよう。

全国米生産量の37.4% (平成18年産)を占めるコシヒカリは、魚沼地方に比較して生産費と生産者米価が相対的に低廉な産地である北海道や東北地方、北陸地方および関東地方などの諸県で生産された米が、市場へ急増する事態を迎えている。それに連動してコシヒカリの米価もまた急激に低下する傾向を示し、また米価の低下圧力を受けて、魚沼コシヒカリの米価もまた低下する事態に直面している⁹⁾。

これらの地方で生産されるコシヒカリは、安価で良質の米を求める外食企業や弁当産業、大手スーパーなどから旺盛な需要を得ている¹⁰⁾ 調査地での聞き取り調査によると、高価格の魚沼コシヒカリは、外食・中食市場で敬遠されがちであり、苦戦を強いられていると聞かされた。

今後、消費量の減退に伴いさらに強化される見通しの生産調整のもとで、米の他産地も生き残り

をかけて、高品質米、良食味米の生産に努力を注いでいくことは間違いない。さらに現在進められているWTO農業交渉の進展いかんによっては、近い将来、中国など近隣の諸国から安価で高品質の米が、日本の市場へ流入してくる可能性も決して否定しきれない¹¹⁾。

十日町市は、これまでに述べてきたように、農薬や化学肥料の投入を5割削減する環境保全型農業の推進によって米生産を差別化するとともに、栽培履歴カード・自己点検チェックシート記帳の徹底により、消費者に信頼される安全・安心な米づくりの取組強化を図っている。これは、まさしく十日町市が魚沼コシヒカリの生き残りをかけた戦略の線上にあることはいうまでもない。

十日町市で生産される魚沼コシヒカリは、今後ますます認定農業者と並んで組織経営体が生産の主力を担うことになるが、十日町市が魚沼コシヒカリの主産地として今後とも維持発展していくためには、『水田農業ビジョン』の示すところにしたがって政策を展開し、また前述した組織経営体を取り巻く外部条件の不利性を、県・市などの地方自治体と農協などの政策担当者が協働してその緩和に努めるべきであろう。

十日町市では、政府が決定した「経営所得安定対策等大綱」に沿った施策を、『水田農業ビジョン』として平成19年度から実施しているところであるが、施策の具体的展開はその緒についたばかりで、その成果を見極めるまでにはもう少し時間をおかなければならない。十日町市においても、魚沼コシヒカリというブランドだけで、今後市場競争に勝ち残ることはむずかしいことを十分に想定していることから、魚沼地方の域内で、集落個々の地域特性とアイデアを活かしたブランドの細分化を推し進めていくための「担い手アクションサポート事業」を市の主導で開始している¹²⁾。集落ごとのワークショップは、そのための有効なツールと考えられる。

(本研究は、平成19年度東京農業大学国際食料情報研究所プロジェクト研究『東アジア圏における食料自給率向

上と共通農業政策確立の可能性一日・韓・中の農業協力』一代表：應和邦昭，の成果の一部である）。

注

- 1) 最近出版された米政策改革に関する主要な図書文献のみを紹介すれば、出版年の順に、村田ほか編(2002.4)『農政転換と価格・所得政策』(筑波書房)、梶井 功ほか編(2004.1)『日本農業年報 50 米政策の大転換』(農林統計協会)、清水昂一ほか編(2005.1)『コメ経済と国際環境』(東京農大出版会)、北出俊昭著(2005.2)『転換期の米政策』(筑波書房)、中原准一著(2005.5)『WTO 交渉と日本の農政』(筑波書房)、佐伯尚美著(2005.9)『米政策改革 I・II』(農林統計協会)、磯田宏ほか編(2006.6)『新たな基本計画と水田農業の展望』(筑波書房)、などがある。
- 2) 十日町農協は、総会資料『協同のあゆみ』のなかで、米穀部門の事業重点方針を次のように示している。① 新たな需給調整システムへの確実な対応を図る(配分一般ルールに即した生産調整方針参加農業者への生産目標数量等の配分;実施計画書の回収と審査による計画時および現地確認後の未達成農業者への協力要請の実施;加工用米適正出荷の周知)② 環境保全型農業を推進する(水稲種籾湯消毒の実施,3割減々栽培への取り組みへの啓蒙活動の実施)③ 消費者に信頼される安全・安心な JA 米の取り組みを一層強化する(栽培履歴カード・自己点検チェックシート記帳の徹底及び保管管理の徹底)(JA 十日町,2007b:58)。
- 3) 魚沼米改良協会・魚沼米対策協議会・地域振興局(林)振興部(長岡・魚沼・南魚沼・十日町)は、<トップブランド「魚沼コシヒカリ」の更なる飛躍を目指して>をスローガンとする「魚沼米憲章」を掲げ、そのなかで、魚沼コシヒカリを安定的に提供するため「高品質・良食味米」の維持向上のための10か条を以下のように示した。(1)おいしさと品質を最優先した米づくりとするため、目標数量は510 kgs/10a(8.5 俵)とする(2)稲わらは、全て田んぼにすき込み、土づくり肥料の施用に努め、地力が低い田んぼには堆肥を施用すること(3)毎年、県内で獲れた種もみを使用し、種もみの更新をしていること(4)田植えは 5月中旬以降に行い、8月8日以降に穂が出るようにすること(5)稲の生育に合わせて中干し・溝切りが行われ、適正に穂肥が施用されること(6)9月初旬に倒伏していないこと(7)稲の稔りを良くするため、穂が出てから25日間は水を落とさないこと(8)調製には1.85 mm以上の篩い目を使い、整粒歩合の高い米に仕上げる(9)全量が1等米に格付けされること(10)玄米タンパク含有率は、おいしさの基準である6.0%を目標とすること、と定められている。また、同じく「魚沼米憲章」のなかで「安全・安心の米づくり」に向けた5か条を以下のように示した。(1)農業環境規範を遵守すること(2)環境にやさしい農業に取り組み、化学合成農薬・化学肥料の使用量を慣行基準の3割以上減らすこと(3)農道や畦畔は、草刈りを基本とすること(4)生産履歴を記帳し、いつでも履歴情報が公開できること(5)エコファーマーを目指すこと、と定められている。このように細かく規定された「魚沼米憲章」は、魚沼コシヒカリの銘柄と市場評価を維持するために、稲作生産農家が最低限守らなければならない事項であるといえる。
- 4) 十日町農協からの聞き取り調査によると、今後向こう3年以内に、新潟産一般コシヒカリの販売価格は60 kg 当たり15,000 円に、そして魚沼コシヒカリは18,000 円に下落するものと推計されている。
- 5) (株)千手とのインタビュー調査に情報に基づく。
- 6) 米価の下支えをするためには、政府によるコメ市場からの買い増しが必要になってくる。平成19年度は米の生産量が平年作を上回る一方で、需要量が引き続き減少したために、米は過剰生産となり、政府在庫米が累積した。米政策改革推進対策実施の初年度にあつて、政府は米政策の見直しを検討せざるを得なくなった。
- 7) (株)千手や小泉集栽組合の場合は、機械化による作業の受委託が中心であり、農地を集積しようとする考えはいまのところない。水田農業は集落のもつコミュニティ能力で支えられているという意識がこうした組織経営体の底流に存在している。
- 8) 10a 当たり支払い地代の額は調査地での聞き取り調査に基づく。10a 当たり米生産の収益は、過去3カ年(平成16年~18年)の精米 kg 当たり平均小売価格に10a 当たり平均収量(530 kg)を乗じた値で算出した。
- 9) 魚沼コシヒカリの小売価格(包装・消費税込み)は、精米10 kg 当たり、平成15年産米9,081 円(平成16年7月)、平成16年産米7,448 円(平成17年7月)、平成17年産米7,084 円(平成18年7月)へと

低下していった。ただし、平成 18 年産米は 7,394 円（平成 19 年 7 月）へと上昇し、価格がやや持ち直している（「お米の需給情報データベース」<http://www.komenet.jp/komedata/kakaku/2004/data4.html>）。また、魚沼コシヒカリという超一流ブランドの名前を借りて、他産地のコシヒカリが混入したいわゆるブレンド米が小売市場に横行することにより、魚沼産コシヒカリの市場評価が低下したとも伝えられている。

- 10) 食糧庁が 2003 年 5 月に実施した『外食事業者に対するアンケート調査結果概要』に示された外食事業者「米単品の仕入内容」によると、回答した 330 業者のうち、コシヒカリを単品仕入している業者は 157 であった。産地別にみると、新潟県 24、富山県 18、栃木県 15、福井県 14 などであった。（藤野，2004，31）。
- 11) WTO・ドーハラウンドの農業分野交渉では、米などの関税引き下げの例外措置が認められる「重要品目」の取り扱いについて議論が続けられているが、アメリカは農産品の関税について例外的に高い税率が認められる重要品目の割合を原則 4～6% と主張し、日本に対して譲歩を求めている（産経新聞，

平成 19 年 9 月 22 日）。これを受けて、今後米を含む農産品の関税引き下げ交渉が本格化していくものと予想され、日本への高品質米の輸出拡大に期待を寄せている中国からの攻勢が厳しくなるものと予想される。

- 12) 平成 19 年に、農林水産省経営局経営政策課は担い手（認定農業者、集落営農組織）の経営改善、発展に向けた取組、活動等を支援するために『担い手アクションサポート事業』を政策手段として発表した。この事業は、担い手が多様なニーズ（経営相談、スキルアップ、担い手の組織化・活動、新たな人材の育成・確保、農地の利用活動など）に対して、講習会による経営改善アドバイス、先進的技術の指導や先進的経営の視察、講習会や研修会および就農相談会など実施のための経費助成、農地の利用関係の調整などの支援を行うとするものである（詳しくは <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html> を参照）。十日町市の農業政策担当者によると、「十日町としては基盤であるコメの高ブランド化を目指したい旨をコーディネーターへ伝え『担い手アクションサポート会議』を設置し、現在進めている」ということであった。

引用・参考文献

- 朝日新聞社（2007 年 6 月 24 日）『「強い農家」か小農補助か』『朝日新聞』。
「お米の需給情報データベース」<http://www.komenet.jp/komedata/kakaku/2004/data4.html>。
(株)千手（2007）『株式会社により地域農業を守る～地域の未来を見つめて～』（説明用配布資料）。
(株)千手ホームページ <http://senjyurs.com/17.html>。
県米政策改革推進協議会（2006）『新潟県米政策改革基本方針（改訂）』（内部資料）。
小泉集団栽培組合（2007）『第 44 回総会議案』（組合総会資料）。
産経新聞社（2007 年 9 月 22 日）「米譲歩姿勢、新ラウンド進展へ 農業で日本厳しく」『産経新聞』。
JA 十日町（2007a）『INFORMATION』。
JA 十日町（2007b）『協同のあゆみ』。
JA 十日町ホームページ <http://www.ja-tokamachi.or.jp>。
JA 新潟中央会新潟県 JA グループ担い手対策本部（2007）『平成 19 年度担い手育成支援の重点取組み事項について』（内部資料）。
『週報十日町』（平成 17 年 2 月 25 日号～同年 4 月 1 日号）。
生産調整に関する研究会（2002）『水田農業政策・米政策再構築の基本方向』。
東京農業大学食料環境経済学科食料政策研究室調査報告書（2004）『魚沼ブランド産地の稲作経営革新と農協・行政の役割』（未刊行物）。
十日町市担い手育成総合支援協議会・十日町市米政策改革推進協議会（2007）『十日町市水田農業ビジョン』（内部資料）。
十日町市米政策改革推進協議会生産調整方針作成者作業部会（2007）『日本一の農業産地を目指して』（内部資料）。
十日町市米政策改革推進協議会（2007）『産地づくり支援農地情報システム活用基本方針～農地情報の共有化による地域水田農業ビジョンの実践～』（内部資料）。
十日町市役所ホームページ <http://www.city.tokamachi.niigata.jp>。
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp>。
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>。
藤野信之（2004）「外食・中食産業の米需要」『農林金融』農林中金総合研究所，第 57 巻第 2 号，20-37。

(受付 2007 年 11 月 14 日)
(受理 2008 年 1 月 8 日)

**Farmer's Response to the Rice Policy Reform in Japan :
A Case Study in Tokamachi-city, Niigata Prefecture**

Keishiro ITAGAKI (Tokyo University of Agriculture)

Jaean YOON (Graduate School, Tokyo University of Agriculture)

Kuniaki OWA (Tokyo University of Agriculture)

Masahiko SHIRAISHI (Tokyo University of Agriculture)

The purpose of this paper is to clarify how rice farmers are responding to rice policy reform and what recent problems are involved in the reform, in the case of Tokamachi-city, Niigata prefecture in Japan. This area is famous for producing rice of high quality and good taste, and taking this as the survey area, the study focused on analysis of the results of oral interviews of farmers and farmer's group. The interviews showed an expected future direction of rice farmers. According to the future vision for paddy rice farming set up by Tokamachi-city, the aim was to stabilize rice farming firmly, by means of consolidation of paddy land to core rice farmer or rice farmer's group and mass production of profitable rice under the brand name Uonuma-Koshihikari. However, many problems are preventing the actualizing of such a future vision. It will be forward-looking for profitable rice with brand name to be more produced by core rice farmer and rice farmer's group. For this, policy makers such as city governmental officers and agricultural cooperative's staff in Tokamachi-city should make a joint effort to mitigate the externally disadvantageous conditions that prevent core rice farmer and rice farmer's group from succeeding with their own efforts.

Key words : rice policy reform, rice farming vision, Uonuma-koshihikari, organized farm management